発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書

１．公開の事実

① 放送日 令和１年１２月１日

② 放送番組 日本特実放送 日本の宇宙開発

③ 公開者 日本特実放送

④ 公開された発明の内容

日本特実放送が、令和１年１２月１日２１時から放送した日本の宇宙開発という番組にて、特許太郎と特許次郎が発明した新しい通信システムについて公開した。

２．特許を受ける権利の承継等の事実

① 公開された発明の発明者

特許 太郎 （神奈川県○○市・・・）  
 特許 次郎 （東京都○○区・・・）

② 発明の公開の原因となる行為時の特許を受ける権利を有する者（行為時の権利者）

特許 太郎  
 特許 次郎

③ 特許出願人（願書に記載された者）

特許工業株式会社（埼玉県○○市・・）

④ 公開者

日本特実放送 （東京都○○区・・・）

⑤ 特許を受ける権利の承継について

公開の事実に記載の公開行為により公開された発明は、特許太郎と特許次郎によって発明されたものであり、日本特実放送から非公開で取材を受けた令和１年１１月１０日（発明の公開の原因となる行為時）において、特許太郎と特許次郎は特許を受ける権利を保有していた。  
　令和１年１２月２０日にその発明に係る特許を受ける権利は、特許太郎と特許次郎から特許工業株式会社に譲渡され、その後、令和２年４月２日に特許工業株式会社が特許出願を行った。

⑥ 行為時の権利者と公開者との関係等について  
（行為時の権利者の行為に起因して、公開者が公開したこと等を記載）

令和１年１１月１０日に、特許を受ける権利を有する者であった特許太郎が、新しい通信システムについて、日本特実放送から非公開で取材を受け、その後、日本特実放送が、その取材内容について、公開の事実に記載のとおり公開を行った。  
　なお、取材は特許太郎が単独で受けたが、特許太郎は、特許次郎の同意を得て両者を代表して取材を受けた。

\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_

上記記載事項が事実に相違ないことを証明します。

令和２年４月１８日

特許工業株式会社 代表取締役社長

特実 三郎 ㊞